

自由金利型定期預金規定(法人・ステートメント口)

株式会社新生銀行

1. (預金の支払時期、自動継続等)

- (1) この預金は、預入時に決定された満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 前項にかかわらず、この預金に自動解約特約が付されている場合（この特約が付されたこの預金を「自動解約自由金利型定期預金」といい、以下「自動解約型」という。）には、この預金は、預入時に決定された満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (3) 前 2 項にかかわらず、この預金に自動継続特約が付されている場合（この特約が付されたこの預金を「自動継続自由金利型定期預金」といい、以下「自動継続型」という。）には、この預金は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。なお、継続後の利率および継続の停止については、次のとおりとします。

①この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

②自動継続型のこの預金について継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

2. (新生お取引レポート)

- (1) 預入れあるいは払戻しがなされた事実を証するため、当行所定の新生お取引レポート（以下「レポート」という。）を発行するものとし、通帳等は発行しません。
- (2) レポートは、毎月の月末日を基準日とし、同一口座番号により取引される他の預金も含めて作成します。
- (3) レポートにおける取引記載順序等の表示方法は当行の任意とします。
- (4) レポートの記載対象となる預金の残高がなく、かつ当行所定の期間取引がない場合には、レポートの作成および発行は中止します。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、その金額を自由金利型定期預金元帳から引落とし、当店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および預入時に決定された利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後（自動解約

型の場合は満期日)にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および預入時に決定された中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後(自動解約型の場合は各中間利払日)に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してIDカードとともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②最終の中間利払日から満期日前日までの日数および約定利率によって計算した最終利息額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) 前項にかかわらず、この預金が自動継続型の場合は、この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本項および第4項において同じ。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および預入時に決定された利率(継続後の預金については第1条第3項第1号の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および預入時に決定された中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続時に決定される中間利払利率)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②最終の中間利払日から満期日前日までの日数および約定利率によって計算した最終利息額は、満期日に支払います。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日(自動解約型の場合は解約日のみ。以下本項において同じ。)の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) 前項にかかわらず、この預金が自動継続型の場合は、この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、各中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してIDカードとともに提出してください。

(5) 前各項にかかわらず、この預金が自動継続型の場合、継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(6) 第5条第1項、第3項もしくは第4項または第10条第2項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（自動継続型の場合において、継続をしたときは最後の継続日。以下、本項において同じ。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てる。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率

C. 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預入時に決定された満期日（自動継続型の場合において、継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てる。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率

B. 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するとき（ただし、自動解約型の場合は、この預金を第1条第2項の満期日自動解約以外の方法で解約するときに限る。）は、当行所定のお取引票に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してIDカードとともに当店に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

②預金者が第8条第1項に違反した場合。

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

(4) この預金が、満期日以降、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(4)-2 前項の定めに従い預金取引の停止を行った場合、同時に付利も停止できるものとします。預金取引の停止は、当行がこの預金を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)に基づく休眠預金等として取扱いを開始することも含めるものとします。

(5) 本条第1項もしくは前2項または第10条第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、IDカードを持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。また、相当の事由がある場合には、当行がこの預金取引の停止の解除を認めないこともあります。

6. (届出事項の変更、IDカードの再発行等)

(1) IDカードや印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) IDカードまたは印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (印鑑照合)

お取引票、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金およびIDカードは、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは、第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出印を押印（または届出の署名を）し、IDカードを添えて直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

(1) この預金口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(2) 第5条第1項、第3および第4項のほか、次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、預

金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C.自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E.その他上記AからDに準ずる行為

(3) 前項に基づく解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、かかる解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

11. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

12. (休眠預金等活用法について)

この預金が休眠預金等活用法に定める休眠預金等に該当する場合は、この預金にかかる資金は、同法第 4 条に基づき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、当行ホームページ上に掲載する「休眠預金等活用法に係るお知らせ」の内容が適用されます。

13. (規定の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢その他諸般の状況の変化その他の理由によりこの規定を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合は、当行は変更内容について店頭または当行ホームページへの掲示や郵送等適宜の方法で、改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその適用開始日を告知することにより、これを変更できるものとします。かかる変更は、告知において定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020 年 4 月 1 日適用)

登録 No.7219 20.04